

〔参考〕

南牧村いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 南牧村いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第9条）

第3章 南牧村いじめ問題調査対策委員会（第10条－第13条）

第4章 南牧村いじめ問題再調査委員会（第14条－第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、南牧村いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 南牧村いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定により、南牧村いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関する行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第7条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 南牧村いじめ問題調査対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、南牧村いじめ問題調査対策委員会(以下「調査対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第11条 調査対策委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議する。

(1) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(2) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。

(組織)

第12条 調査対策委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、教育、心理、法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第13条 第5条から第9条までの規定は、調査対策委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「調査対策委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 南牧村いじめ問題再調査委員会

(設置)

第14条 法第30条第2項の規定に基づき、南牧村いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第15条 再調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果に関し、村長の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第16条 再調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、教育、心理、法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第17条 第6条から第9条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「教育委員会」とあるのは「村長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和6年4月1日から施行する。